

滋賀県立大学同窓会「湖風会」人間看護学部支部「湖畔の会」会則

第1条 本会は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」人間看護学部支部「湖畔の会」(以下本会という)と称し、事務局を滋賀県立大学内湖風会館に置く。

第2条 本会は、支部会員相互の親睦を図り、母校及び人間看護学部の発展と看護水準の向上に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦を図る。
- (2) 会員と滋賀県立大学との連携推進と母校の発展への協力
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

第4条 本会は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」会員のうち、以下の会員で構成する。

(1) 正会員

- ① 滋賀県立短期大学看護部卒業生
- ② 滋賀県立大学看護短期大学部卒業生
- ③ 滋賀県立大学人間看護学部卒業生及び大学院修了生

(2) 特別会員 滋賀県立短期大学看護部、滋賀県立大学看護短期大学部、滋賀県立大学人間看護学部教職員(退職者を含む)

(3) 準会員 滋賀県立大学人間看護学部在学学生

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 (1名)
- (5) 学校理事 2名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監査 2名
- (8) 顧問 若干名

第6条 役員の選任は次の手続きに従う。

- (1) 役員の選任は会員の中より選出し、総会で承認を得る。
- (2) 顧問を置くことができる。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務をつかさどる。
- (4) 会計は、本会の会計をつかさどる。

- (5) 学校理事は、人間看護学部現教職員より選出され、うち1名は会計を兼ね、本会と人間看護学部の連絡の任に当たる。
- (6) 理事は、会務の運営に参画する。
- (7) 監査は、会計監査を行う。
- (8) 顧問は、会議に出席し、会務に関する事項について助言する。
- (9) 会長・副会長・書記・会計は、本部「湖風会」の役員となり、本会と「湖風会」の連絡の任に当たる。

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- (1) 会長の再任は1回とする。
- (2) 役員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 総会は2年に1回開催し、本会の会員をもって構成する。

- (1) 会則の改廃及び本会の運営に関する重要な事項について審議及び決定する。
- (2) 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- (3) 役員会が必要と認めた時は、臨時に総会を開くことができる。

第10条 役員会は、次に掲げる事項を審議、執行する。

- (1) 事業計画の企画・立案及び執行
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選任に関する事項
 - (4) 会則の改廃案に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
2. 役員会の議長は会長、または会長が指名した者が行う。
3. 役員会が必要と認めたものは会議に出席できる。

第11条 「湖風会」会則第14条に規定する評議員は、役員とクラス委員があたり、「湖風会」総会等に出席する。

- 2. クラス委員は、各クラスから1～2名選出され、本会と会員の連絡の任に当たる。

第12条 本会の経費は、湖風会からの活動助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 会計年度ごとに、監査を実施する。

付則

本会則は平成28年3月5日より施行する。